

## 【別紙2】

### 芽室町トレーニング施設設置及び管理条例（案）

#### （目的）

第1条 この条例は、芽室町トレーニング施設の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

#### （設置）

第2条 体育・スポーツの普及振興を図るとともに、健康で文化的諸行事の用に供するため芽室町トレーニング施設（以下「トレーニング施設」という。）を設置する。

#### （名称及び位置）

第3条 トレーニング施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 芽室町トレーニング施設

位置 芽室町東1条8丁目1番地

#### （職員）

第4条 トレーニング施設に必要な職員を置く。

#### （管理の代行）

第5条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、トレーニング施設の管理に関する次の各号に掲げる業務を指定管理者に行わせるものとする。

- (1) トレーニング施設の施設及び設備の維持管理
- (2) 第7条の使用の許可
- (3) 使用料金の収受に係る業務
- (4) その他教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認める業務

#### （開館時間及び休館日）

第6条 トレーニング施設の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、委員会の承認を得て開館時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

開館時間	午前9時から午後10時
休館日	毎月第1月曜日（祝日の場合は翌日）及び12月29日から翌年の1月3日までの日

（使用の許可）

第7条 トレーニング施設を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可を与える場合においてトレーニング施設の運営管理上必要があると認めたときは、その使用について条件を付することができる。

（使用の不許可）

第8条 指定管理者は、トレーニング施設の使用目的が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しない。

- （1） 秩序を乱し、公益を害するおそれのあるもの
- （2） 建物及びその備付物件をき損又は滅失するおそれのあるもの
- （3） その他トレーニング施設の運営管理上適当と認めがたいもの

（使用料）

第9条 トレーニング施設の使用料の額は、別表に定めるとおりとする。

2 第7条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用料を前納しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（使用料の減免）

第10条 町長は、国又は地方公共団体において公用又は公共用に使用するときは、その使用料を免除するものとする。

2 前条の使用料は、町長が相当な理由があると認めたときは、減免することができる。

（使用料の還付）

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- （1） 使用者の責に帰すことのできない理由により使用不能になったとき。

- (2) 第14条第3号により使用の許可を取り消したとき。
- (3) 使用日の前日までに使用許可の取り消し又は変更の申し出があつて、委員会が相当の理由があると認めたとき。

(利用料金)

第12条 トレーニング施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は第9条の規定のとおりとし、指定管理者は、その範囲内で利用料金を別に定めるものとする。

- 2 指定管理者は、前項の規定に基づき利用料金を定める場合は、委員会の承諾を得て定めなければならない。
- 3 指定管理者は、委員会があらかじめ定めた基準に従い、利用料金を減免することができる。
- 4 指定管理者は、教育委員会があらかじめ定めた基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。
- 5 利用料金は、法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者の収入とする。

(目的外使用等の禁止)

第13条 使用者は、トレーニング施設の使用許可を受けた目的以外に使用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。

(特別施設等の設置)

第14条 使用者は、その使用にあたって、特別の施設設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ指定管理者を経由して委員会の承認を受けなければならない。

(使用許可の取消)

第15条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者はその使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者が使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 使用者がこの条例及びこれに基づく規則に違反したとき。
- (3) 公益上又はトレーニング施設運営上やむを得ない理由が生じたとき。
- (4) 第8条第1号又は第2号に該当すると認めるとき。

(原状の回復)

第16条 使用者は、その使用を終了したとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、委員会においてこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償)

第17条 使用者は、故意又は使用者の責に帰すべき過失により施設設備又は備付物件をき損、汚損若しくは滅失したときは、委員会の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

(委員会による管理)

第18条 第7条、第8条、第13条及び第14条の規定は、指定管理者に代わって、委員会がトレーニング施設の管理を行う必要が生じた場合に準用する。この場合において、第7条、第8条及び第14条中「指定管理者」とあるのは「委員会」と、第13条中「あらかじめ指定管理者を経由して委員会の」とあるのは「あらかじめ委員会の」と読み替えるものとする。

別表（第9条関係）

トレーニング施設使用料

(単位 円)

区分		基本使用料（上限）
トレーニングルーム 個人使用料	当日券（1人1回につき）	240
	回数券（6枚つづり）	1,200
	1か月券	2,400
スタジオ専用使用料	1時間につき	1,000

備考

1 営利を伴う催し物等で使用する場合又は入場料を徴収する場合の使用料は、基本使用料に次の割合を加えた額とする。入場料とは、参観を目的としてトレーニング施設に入館する者から、使用者が徴収する金銭並びに使用者が発行する入場券、その他これに類するものをいう。

芽室町民、芽室町内業者 5割

芽室町民以外 20割

- 2 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。
- 3 1時間未満の使用は、1時間とする。